

第 44 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 8 月 25 日（水）15：00～15：20
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、山本戦略企画副部長、高間総務部長、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中山子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、増田廃棄物対策局長、山口地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、更屋農林水産部長、島上雇用経済部長、小見山観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備部理事、森会計管理者兼出納局長、田中デジタル社会推進局長、木平教育長、喜多企業庁長、長崎病院事業庁長、藤井警察本部警備部長、高野四日市港管理組合経営企画部長、服部四日市市危機管理監、事務局

4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより「第 44 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・本日の会議は、8 月 21 日に緊急事態措置の適用を国に要請しており、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき本県が緊急事態措置区域の指定を受けることとなることから、措置の内容等について決定するために開催する。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1 「三重県新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等」について感染症対策部から説明をお願いします。

（中瀬感染症情報プロジェクトチーム 担当課長）資料 1 に沿って説明

- ・県内の患者発生状況は、8 月中旬あたりから急上昇・増加しており、本日までの累計で 1 万人を超えるような状況となってきた。
- ・直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数は 146.7 人と、以前増加傾向である。国が示す指標を大幅に上回っており、これまでにない増え方となってきた。

- ・医療圏別患者発生状況について、北勢地域が増加しているほか、中勢・伊賀でも増加が表れている。また、グラフはすべての医療圏域における急激な増加を示している。
- ・年齢別発生状況について、すう勢は変わりなく、30代以下が全体で約6割、60代以下については徐々に減ってきている状況である。
- ・感染経路についてもすう勢は変わりなく、接触者の割合が約5割を占めている状況である。
- ・県内外別について、県外由来の割合が徐々に減ってきており、10%を下回るような状況になってきている。徐々に県内での広がりが表れてきている。
- ・感染経路別に関しては、家族内感染がやや増加傾向にあり、5割前後となっている。家族、友人、職場で増加しており、直近ではこの3つで8割を占めるような状況となっている。
- ・変異株陽性率については、8月18日時点でL452Rの陽性率は約9割で、県内の感染はほぼL452R変異株に置き換わったと考えられる。
- ・クラスターの発生状況については、8月は16件の件数を数えるに至っている。
- ・外国関係の感染状況について、直近3週間で見ると、患者全体の増加もあるが、外国人関係の感染者が占める割合が直近週では22.6%と、全体の伸び率を上回る割合で大幅に増加している。
- ・感染者のワクチン接種回数別内訳については、感染者の82.2%がワクチン接種歴のない方となっている。一方で2回接種済みの方は全体の4.8%にとどまっており、2回接種した方において重症化した例はないという状況である。
- ・PCR等検査について、直近週の検査件数は先週よりさらに増えており、陽性率も11.4%と大幅に増えている。
- ・入院等の状況について、8月25日現在で病床占有率が59.5%、重症者用病床占有率が29.6%と、こちらも増加傾向である。
- ・モニタリング指標に関して、確保病床使用率、入院率、PCR陽性率、人口10万あたりの新規感染者数で、政府指標のステージⅣの基準を超えている状態となっている。その他、ステージⅢに至っている指標も多い状況である。

(日沖危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。
- (質疑なし)

議題2 「三重県緊急事態措置」について 及び

議題3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』Ver.12」の一部改訂について

(日沖危機管理統括監)

- ・ 事項 2 「三重県緊急事態措置」について、及び事項 3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』 ver. 12」の一部改訂について総合対策部から説明をお願いします。

(小西危機管理特命監) 資料 2 に沿って説明

- ・ まず資料 2 「三重県緊急事態措置」について説明する。
- ・ 現在は、8月20日から本県全域に「まん延防止等重点措置」が適用となっている。ただ、その後も感染が拡大し爆発的な増加となり、県下全域に拡大している。
- ・ また、全国的にも急速な感染拡大が進んでいる。愛知県・岐阜県・大阪府等、過去最多を更新する地域が増えている。
- ・ こうしたことから、県下全域でより強い対策を実施するため、また愛知県・岐阜県と面的な対応によりこれ以上の感染拡大を食い止めるため、8月21日に政府に対し緊急事態宣言の発令を要請し、本日、本県への発令が決定される見込みとなった。
- ・ このことを受け、これまで取り組んできた「三重県まん延防止等重点措置」に代わり、県民の皆様、事業者の皆様へのお願い、そして県としての取組を「三重県緊急事態措置」として取りまとめたものである。
- ・ 措置実施期間は令和3年8月27日から9月12日まで、実施区域は三重県全域である。
- ・ これまでの「まん延防止等重点措置」からの変更点について下線を引いてあり、そのうち主なものについて説明をする。
- ・ 県民の皆様へとしては、外出や移動の自粛を引き続きお願いします。特に20時以降について外出の自粛、また県境を越える移動の自粛についても引き続きお願いをする。さらに、外出の機会を半減していただく、混雑している場所や時間を避けるということも引き続きお願いします。
- ・ ホームパーティー等自宅で家族以外の方との食事会や、バーベキュー、路上・公園・屋外であっても、長時間・大人数の飲食は避けていただくということをお願いします。これらについては緊急事態宣言の特措法第45条第1項により、厳しい措置のお願いということとなる。
- ・ 事業者の皆様へとしては、酒類の提供やカラオケ設備を提供する飲食店について休業を要請する。これら以外の飲食店については、営業時間を20時までとするよう要請をする。また飲食店営業許可を受けていないカラオケ店についても休業していただくよう要請する。

- ・酒類・カラオケを提供する結婚式場についても同様とする。酒類・カラオケの提供をしない場合については、20時までの営業時間短縮をお願いする。
- ・大規模商業施設においては、入場者の整理等をお願いする。出入口の制限・駐車場の一部削減等の具体的な取組をお願いするものである。
- ・以上の事業者への要請については、特措法第45条第2項に基づく要請である。
- ・床面積が1,000平方メートルを超える劇場・ホテル等の大型施設において、人流抑制・接触機会の低減のために、営業時間を20時までとする取組をお願いする。対象施設の主なものは6ページの「別紙1」にまとめている。
- ・高等教育機関においては、外出や移動の自粛について、学外での行動も含め、学生に対する周知徹底をお願いする。
- ・集客施設等において、入場者の整理や、発熱している方や感染防止対策を行わない方の入場避けていただくこと、また、酒類の提供・カラオケの使用について可能な限り控えていただくようお願いする。
- ・商業施設において、期間中のセール・集客イベントを可能な限り控えていただくようお願いする。
- ・大規模集客施設や百貨店の食品売り場等においては、入場者の整理等をしていただき、その実施状況についてホームページ等で広く周知していただきたい。
- ・結婚式場においては、できるだけ1.5時間以内、50人又は収容定員の50%のいずれか少ない方の人数での開催をお願いする。
- ・幼稚園、学校、保育所等については、7ページに挙げているような感染防止対策の徹底をお願いする。
- ・ローテーション勤務、時差出勤等で出勤者7割削減の取組を引き続きお願いする。
- ・20時以降の外出自粛を要請していることを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務抑制もあわせてお願いする。
- ・イベント開催について、人数上限は引き続き5,000人であるが、収容率は歓声・声援の有無に関わらず50%までに変更となる。
- ・6ページは先ほどの大規模施設の主なもの、7ページは学校、保育所等での感染対策の例である。また10ページに「まん延防止等重点措置」と「緊急事態宣言」との措置の違いについて比較・整理をしているので、後ほどご覧いただきたい。
- ・続いて、資料3「県が実施する対策」について、こちらにも変更点に下線を引いており、主なものを説明する。
- ・病床確保について、緊急的な対応として、重症者病床を含めて31床確保している。また、宿泊療養施設を19室増室し、9月からは抗体カクテル療法等、臨時的な医療施設とすることも視野に取組を進めていく。

- ・感染が急増している地域の保健所に、医師会等関係団体と連携し、「自宅療養フォローアップセンター（仮称）」を順次設置していく。
- ・感染が確認された妊婦に対して、入院調整の段階から専門的な支援を行える体制を構築する。
- ・貸与用のパルスオキシメーターを 5,000 個追加購入について考えている。
- ・保健所の支援体制として、職員等を 32 名拡充する。
- ・ワクチン接種体制の整備として、妊婦等が優先的に接種を受けられるよう市町に働きかけを行う。
- ・武田／モデルナワクチンの接種を行う県営会場を開設し、外国人住民の方や若年層などを優先的に接種できる体制を 9 月下旬を目途に整備する。
- ・抗原定性検査キットについて、感染拡大が懸念される保育所等を対象として配布に取り組む。
- ・若い世代を含め、検査を希望する県民の方に対して無料で検査できる機会を提供していく。
- ・社会的検査の実施については、9 月から 11 月末までにかけて、小規模な通所系事業所、障害福祉施設における検査を重点的に実施していく。
- ・県立学校における夏季休業明けの対応として、早急にオンライン学習等の在宅学習へ移行していく
- ・就職指導や児童生徒の心のケアなど、対面で丁寧な対応が必要な場合は、最大限の感染防止対策を講じて実施する。
- ・9 月 12 日までの期間に予定されていた修学旅行・遠足・運動会等は延期するとともに、部活動も中止していく。
- ・市町等教育委員会及び私立高等学校等に対しても、適切に対応いただくよう情報提供を行っていく。
- ・県管理施設について、県有施設の休館又は一部利用の制限を行っていく。また、県営都市公園等の屋外飲食施設等については、事業者に閉鎖要請をしていく。
- ・多くの方が訪れることが想定される海岸等、駐車場の閉鎖を行う。
- ・市町に対して、適切に対応いただくよう、県有施設が実施する取組の情報を共有する。
- ・県境を越える移動の自粛を求めるため、主要駅等でポスター掲示等、交通事業者にも協力要請を行うとともに、道の駅・サービスエリア・海岸等で移動自粛の注意喚起を行います。
- ・広報の強化では、市町に対して県の取組を参考としていただけるようにし、周知啓発の協力依頼を行う。
- ・事業者支援について、飲食店等の時短要請等協力金として、8 月 27 日から時短に協力いただいた事業者の方に日額単価を増額して支給をしていく。また、

- 一定要件を満たす飲食店に対しては早期支給を検討する。
- ・ 県有施設の閉館・利用制限の取組状況について、一覧を添付しているので、参考にさせていただきたい。
 - ・ 続いて、資料4「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 12 別冊イベント開催基準」について説明する。
 - ・ こちらについても、「三重県緊急事態措置」に合わせて期間を設定する。
 - ・ 内容について、緊急事態措置の場合の国が示す目安と合わせて、人数上限5,000人・収容率50%以内としている。
 - ・ 最後の資料5は、県主催のイベントの開催基準について、基本的な考え方を示している。
 - ・ 8月27日から9月12日までの間について、県主催イベントは開催場所が県内県外であるにかかわらず、可能な限り中止又は延期、若しくはオンラインによる開催とする。これが困難な場合は開催基準に従い、感染防止対策を徹底したうえで開催するものとする。
 - ・ 困難な場合の例として、資格試験・講習等、参加者の資格取得等の機会に制限を生じさせるもの等である。
 - ・ 2ページ以降に、開催する際の感染防止対策について示しているのでご覧いただきたい。

(日沖危機管理統括監)

- ・ ただいまの説明に関して、何か質問はあるか。
- (質疑なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・ それでは、ただいまの資料2、3、4、5の内容について「三重県緊急事態措置」の措置内容として、このように決定をする。

議題3 「各部からの報告事項」について

(日沖危機管理統括監)

- ・ 事項3「各部からの報告事項」について、報告事項がある部局は説明をお願いする。

(中尾医療保健部理事) 資料なし

- ・ 医療保健部から2点報告を行う。
- ・ まず1点目。昨日、四日市市保健所管内で、患者となった方が自宅でお亡くなりになるという非常に痛ましい事案が発生した。これを受けて、患者の発生届

があった際には、これまでどおりに当人にただちにファーストコンタクトをとることの徹底を、県の8保健所において確認したところである。引き続き、四日市市保健所とも密に連携していきたいと考えている。

- ただ、爆発的ともいえる感染拡大の中であり、そのためには保健所機能の維持が不可欠な状態である。資料3の対策にもあるように各部局から32名の応援の拡充をいただいております、引き続きよろしくお願ひをする。また、継続して自宅療養を続ける方の健康観察については、フォローアップセンターを順次、急いで整備していく計画をしている。
- 2点目。病床占有率の分母である確保病床については、本日から436床から31床増やして467床、うち重症者用病床は50床から54床に変更して病床占有率等を算出しているのを報告する。

(日沖危機管理統括監)

他に各部の報告事項があれば、お願ひする。

(報告なし)

議題4 知事指示事項

(日沖危機管理統括監)

- 次に知事から「知事指示事項」をお願ひする。

(鈴木知事)

- 全国一律ではなく、県内の感染が爆発的に拡大することで緊急事態宣言が発令されるというのは今回が初めてとなる。新規感染者数が爆発的に増加し、未だ頂上すら見えない状況が続いている中、昨日、四日市市で自宅療養中の方が亡くなられるという悲痛な事態も起きた。これ以上悲しみを生み出さないためにも、県として、何としてでも感染拡大を食い止めなければならないが、そのためには今までで最大の危機感を持ち、手を止めることなくあらゆる対策に取り組んでいく必要がある。すべての部局、すべての職員は改めて気を引き締めなおし、最大の警戒と対策を着実に実施するとともに、市町や関係団体等にもできる限りの対策を実施いただくよう依頼すること。
- 三重県としては、実質的に初めての緊急事態宣言発令となる。全国一律であった前回とは状況が異なっているほか、要請内容が変更されている点もことから、その内容について、県民・事業者の皆様に対し、あらゆる手段を用いて周知を徹底し、協力いただけるよう丁寧に説明すること。また、職員においては、県民の模範となるよう、一人ひとりが内容をきちんと理解し、確実に実

実践するとともに、家族・友人など周囲にも協力を促すこと。

- ・県内全域で、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店への休業要請等や、大規模集客施設等への営業時間短縮要請等を行う。漏れのないよう周知を徹底、協力をお願いするとともに、問い合わせには相談窓口で丁寧に対応すること。また、要請に伴う協力金等については、早期支給に向け速やかに取組を進め、影響を受ける事業者に対する他の支援策についても、周知を改めて徹底するなど着実に実施すること。併せて、見回りによる協力状況の確認を実施することから、体制を整備するとともに、事業者への周知を確実にすること。
- ・医療提供体制の強化を続けているが、このままの爆発的な感染拡大が続くと現在の体制を維持できない可能性も懸念される状況となっている。引き続き医療機関等との連携を密にし、追加病床の確保等を進めるとともに、医療機関の負担軽減等を図るため、宿泊療養施設を、抗体カクテル療養などが行えるよう、臨時的な医療施設とすることも視野に取組を進めること。
- ・感染者の増加にともない自宅療養者も急増している。療養に必要となる資機材等の追加調達を適切に行うとともに、関係団体等とも連携した「自宅療養フォローアップセンター」の設置や、感染された妊婦の方への専門的な支援を行える体制の整備を早急に行うなど、フォローアップ体制の強化に万全を期すこと。
- ・検査体制の強化について、感染力が強いデルタ株への置き換わりが進み、感染経路が不明な患者が増加する状況となっている。感染者を早期発見し感染拡大防止等を図るため、若い世代を含め、検査を希望する県民の方等に対して、無料で検査ができる体制を整備すること。また、保育所への抗原定性検査キットを新たに配布することから、関係団体とも連携し子どもたちの命を守る取組を行うこと。
- ・児童生徒の感染がこれまでにない規模で増加しており、部活動や習い事におけるクラスターが発生していることから、感染拡大を防止し児童生徒の安全安心を確保するため、夏季休業明けに、短期間に集中的に接触機会をできる限りなくす必要がある。県立学校においては、早急にオンライン学習などの在宅学習に移行するとともに、保護者の理解と協力を得て、児童生徒に学校内外の普段の生活において自ら感染症対策を意識し、感染リスクが高い活動を控えるなど適切に行動するよう指導すること。
- ・感染拡大防止のためには、日中も含め人の流れを十分に止めていく必要がある。事業者に対する出勤者削減の協力要請について、関係団体等も通じて、地域や業種など特性を踏まえながら今一度周知徹底すること。併せて、県庁においても新型コロナ対策関連業務に総力を挙げて取り組むとともに、行政サービス等の最低限の事業継続を除き、抜本的な出勤者の削減に取り組むこと。

- ・感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、誹謗中傷やいじめを受けることは決してあってはならない。また、ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、ワクチン接種を受けない選択をした方に対する差別や誹謗中傷はもちろん、接種の強制も許されるものではない。あらゆる機会を活用し、そうした行為を行わないよう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの指示事項に基づいた対応をしっかりとお願いする。
- ・以上で、第44回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を終了する。